



報道関係者 各位

令和元年11月21日 発表	
担 当	三重労働局 賃金室長 風呂谷 勝 賃金指導官 瀬瀬 明美
	TEL (059) 226-2108 FAX (059) 226-2117

4業種の三重県特定（産業別）最低賃金が 令和元年12月21日から改正発効されます。

三重労働局長（下角圭司）は、三重地方最低賃金審議会に対して諮問を行った特定（産業別）最低賃金の改正決定について、同審議会から10月23日に三重県ガラス・同製品製造業など4業種に係る特定（産業別）最低賃金を、それぞれ現行額より下記2のとおり引き上げる答申を受け、本日、官報公示を行いました。

記

1 最低賃金について

最低賃金は、最低賃金法に基づき定める賃金の最低額で、産業や職種に関わりなく、すべての労働者に対して適用される三重県最低賃金と、特定の産業について定める特定（産業別）最低賃金があり、セーフティネットとしての役割を果たしています。

特定（産業別）最低賃金は、三重県内には7業種設定されておりますが、そのうち今回4業種について、最低賃金額の改正が答申されました。

なお、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」及び「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」については、三重県最低賃金を下回っているため、三重県最低賃金が適用されます。（別添「三重県内の最低賃金」の※3参照）

2 改正額

(1) 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金

時間額 900円（現行額879円より21円アップ）

(2) 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

時間額 920円（現行額900円より20円アップ）

(3) 三重県電気機械器具等製造業最低賃金

時間額 905円（現行額886円より19円アップ）

（4）三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金

時間額 941円（現行額921円より20円アップ）

3 資料

三重県内の最低賃金